

「奨学のための給付金」の申請をご案内します

島根県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、「奨学のための給付金」制度があります。国立・県立・市立の高等学校等に通う生徒の場合の給付額、手続等は次のとおりです。

★ 給付の対象となる方（以下の全てに該当する保護者等）

- ①高等学校及び高等専門学校の生徒の保護者等であること
- ②島根県内の住所を有すること
- ③保護者等全員の市町村民税の所得割が“0円（非課税）”の世帯であること
(“最新の課税証明書” “特別徴収額の決定・変更通知書” “納税通知書” 等をご確認ください。)
- ④平成26年度以降に入学した生徒の保護者等であること

★ 給付額（一人当たり）年額 32,300 円～129,700 円

● 提出先・締切

- ・以下の提出書類を封筒に密封し、7月31日（月）までに下記住所へ郵送してください。
- ・郵送先：〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県 教育庁 学校企画課 情報・運営グループ

● 提出書類

- ・生活保護受給世帯（生業扶助が措置されている場合）
 - 1) 申請書（様式第1号）
 - 2) 在学証明書
 - 3) 7月1日現在の生業扶助の措置状況を証明する書類（別紙2）
※市町村が発行する生活保護受給証明書でも可
- ・生活保護受給世帯以外（保護者等全員の市町村民税の所得割が“0円（非課税）”であること）
 - 1) 申請書（様式第1号）
 - 2) 在学証明書
 - 3) 保護者等全員の市町村民税所得割額が記載されている書類（最新の課税証明書等）

どちらか選択

● その他

- ・審査の上、給付を決定した際にはその旨を文書でお知らせします。給付時期は12月以降となる見込ですのでご了承ください。
- ・書類提出後は県教育委員会で書類審査等を行います。記入漏れや不足書類等がある場合、県教育委員会より以下の番号からお電話をする場合がありますので、その際はご対応いただきますようお願いします。
島根県教育委員会 学校企画課 分室 TEL 0852-22-5915, 5918, 5935, 5799 (受付時間：平日 9:00～17:00)

※よくある質問

- Q. 母は父の控除対象配偶者となっていますが、その場合、父の課税証明書のみ提出すればよいでしょうか？
- A. 母の課税証明書も提出が必要です。
保護者等全員の市町村民税所得割額が0円であることを確認するため、保護者等全員の課税証明書等を添付する必要があります。
(控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、市・町役場の窓口で申告のうえ市町村民税所得割の状況の証明書類の発行を受けてください。)
- Q. 母は島根県内に在住していますが、父は海外へ単身赴任しています。申請できますか？
- A. 申請できません。
保護者が海外赴任等で日本国内に在住していない場合は日本国内における課税額が確認できないため給付対象となりません。（就学支援金と取扱いが異なります。）